

〈はまぎん〉 Web 口座振替受付サービス 規定

第 1 条【サービス内容】

「Web 口座振替受付サービス」（以下、「本サービス」といいます）とは、お客さまが、当行所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客さまの指定する口座（以下、「対象口座」といいます）を対象として、パーソナルコンピュータ・携帯電話その他の端末機（以下、「端末機」といいます）から、インターネットを通じて、当行所定の口座振替契約に基づく預金口座振替契約の締結を申込みするサービスをいいます。

第 2 条【利用対象者】

本サービスの利用は、当行発行のキャッシュカードまたは横浜バンクカード（以下、「カード」といいます）を保有している日本に居住の個人および個人事業主で、かつ次条に定める対象口座を保有する預金者本人に限ります。

第 3 条【対象口座】

本サービスにおいて指定可能な対象口座は、カード発行済みの当行所定の普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます）に限ります。

第 4 条【サービス利用可能時間】

本サービスの利用可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。また、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用可能時間内であっても利用できない場合があります。

第 5 条【預金口座振替契約の締結手続き】（本人確認手続き）

本サービスを利用する場合、お客さまは、端末機に表示された収納機関のウェブサイト上の本サービスに係る画面表示等および収納機関との間の契約書面等により本サービスでの申込内容を確認のうえ、当該ウェブサイト上に表示された本サービスに係る操作手順に従い、自ら端末機に対象口座の支店名、科目、口座番号、生年月日、口座名義、カードの暗証番号等の所定事項を入力し、当行あてに伝達して下さい。お客さまが当行あてに伝達した事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合に、当行はお客さま本人からの預金口座振替契約締結の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続きを行います。

第6条【サービス利用停止】

- (1) 本サービスを利用する機能は、当行所定の手続きにより当行本支店へ申し出ることによって本サービスの利用を直ちに停止することができます。なお、この申し出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 前1項により本サービスの利用を停止した場合において、お客さまが本サービスの利用を再開する場合には、当行所定の手続きにより当行に依頼するものとします。
- (3) 対象口座の口座名義ならびに対象口座に登録されている暗証番号と異なる情報を、当行所定の回数以上連続して入力された場合、お客さまに対する本サービスの提供を停止します。

第7条【預金口座振替契約の締結】

(1) 申込の方法

お客さまは、第5条に定めた本人確認手続きを経た後、当行所定の手続きにより正確に伝達することによって、預金口座振替契約の締結を申込みものとします。

(2) 申込の承諾

当行がお客さまの申込を受付けた場合、預金口座振替申込の内容を端末機の画面に表示します。お客さまはその内容を確認のうえ、正しい場合には、当行所定の方法により確認した旨を当行に通知するものとします。

申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は申込が確定したものとし、当行は申込を承諾した旨の通知を端末機に発信し、その内容が端末機の画面に表示されます。この場合、当該承諾通知を当行が端末機に対して発信した時点で、お客さまと当行との間で預金口座振替契約が締結されたものとします。当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合は、お客さまは当行に照会するものとし、この照会がなかったことによってお客さまに生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。また、申込の確定後に申込内容の取消および変更はできないものとします。

(3) 申込の不成立

以下のいずれかに該当する場合は、預金口座振替契約の締結は成立しないものとします。この場合、当行はお客さまに対して申込が不成立となった旨を通知しますので、お客さま自身で成否を確認するものとします。

- ① カードの盗難・紛失等の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとったとき。
- ② 災害や事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、本サービスの利用に係る通信または処理が正常におこなわれなかった場合。
- ③ お客さまの利用する端末機や当行のコンピュータ等に障害が発生したことにより、本サービスの利用に係る通信または処理が正常に行われなかった場合。

第8条【収納機関への情報通知】

- (1) 本サービスによるお客さまからの預金口座振替の申込の確定または不成立に関し、当行は収納機関に対して当該情報を通知するものとします。また、申込が確定し預金口座振替契約が成立した場合、当行はお客さまの当該収納機関に対する預金口座振替の申込に関する情報をお客さまに代わって当該収納機関に送信します。さらに当該申込に関する情報については、届出書または変更届等によりお客さまに代わって当該収納機関に送付するものとします。当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、お客さまはあらかじめ同意するものとします。
- (2) 申込の確定に関し、当行は収納機関に対し、お客さまが当行の普通預金口座を開設した際等に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

第9条【預金口座振替の開始時期】

収納機関による振替の開始時期は、本サービスにより預金口座振替契約が成立し収納機関の手続が完了した後とします。

第10条【免責事項】

- (1) 第5条に定める本人確認手続きが正常に完了した後、預金口座振替契約の申込があった場合、当行はお客さま本人による本サービスの利用とみなし、端末機、暗証番号等について当行の責によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
- (2) 以下の事由によって生じた損害については、当行に責のある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
 - ① お客さまの端末機、その他当行の管理のよらない機器の障害により本サービスの提供ができなかった場合、または当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、本サービスの提供ができなかった場合。
 - ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に遅延欠落等が生じた場合。
 - ③ お客さまにおける端末機の不正利用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合。
- (3) 公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴、不正アクセス等がなされたことにより、お客さまの暗証番号、その他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
- (4) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替についてお客さまと収納機関と

の間で紛議が生じても、当行の責による場合を除き、お客さまと収納機関との間でこれを解決するものとし、当行はいつさいの責任を負わないものとします。

第 11 条【届出事項の変更等】

お客さまの氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当行所定の書面により当行へ届出ることとし、その届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。

第 12 条【通知等の連絡先】

当行はお客さまに対し、申込内容について通知、照会、確認をすることがあります。その場合、お客さまがあらかじめ当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先にあてて通知、照会、確認を発信、発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。当行の責によらない端末機、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 13 条【規程等の準用】

本規定に定めのない事項については、横浜銀行CDカード規定、横浜バンクカード会員規定、口座振替規定等の各規定により取り扱います。

第 14 条【規定の変更等】

本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢、その他諸般の状況変化やその他相当の事由があると認められる場合に、事前に相当な期間をもって、変更の内容および取扱いの期日を、店頭表示、当行ホームページ掲載、その他相当の方法で公表することにより、お客さまに告知いたします。その場合、その期日の到来と共に規定の変更が適用されるものとします。

第 15 条【個人情報の取扱い】

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57条）に基づき、「横浜銀行 個人情報保護宣言」のとおり、お客さまの個人情報を適切に取り扱います。

第 16 条【個人情報第三者提供の同意】

お客さまは、本規定に基づく申込みおよび取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、収納機関におけるサービス提供およびそれにかかる付随業務のため、当行から収納機関に提供されることに同意します。

第 17 条【責任制限】

本サービスの利用にともないお客さまに生じた損害についての当行の責任は、当行の故意または重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

第 18 条【準拠法・管轄】

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、当行（本店）の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

（平成 24 年 4 月 2 日現在）